

大田市告示第102号

大田市基準該当居宅サービス等事業所の認定に関する要綱（平成18年大田市告示第36号の3）の一部を次のように改正する。

令和7年4月24日

大田市長 楢野弘和

様式第1号から様式第4号までの規定中「㊤」を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条、第5条関係）

基準該当居宅サービス事業所(基準該当介護予防サービス事業所)の
認定に係る誓約書

大田市長 様

基準該当居宅サービス(基準該当介護予防サービス)事業所の認定の申請するにあたり、申請者、申請者の役員等、申請に係る事業所の管理者は、介護保険法第70条第2項第4号から第11号まで(介護保険法第115条の2第2項第4号から第11号まで)に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

所在地

申請者

名称

附 則

この告示は、令和7年4月24日から施行する。